

当社送電工事における発注方法の変更について

当社は、福島第一原子力発電所の事故以降、徹底したコスト削減に努めており、送電工事については、競争を促進すべく、以下の通り発注方法を見直しているところです。

1. 架空送電工事における発注方法の変更

- ・平成 23 年度まで：安定供給確保の考えのもと、工事繁忙期等も含めて年間を通じて実施できない工事が発生することがないように、各工事業者の施工能力、体制等を確認のうえ随意契約することを中心とした発注方法（架空送電工事については、工事業者数が多いため、発注対象工事の規模・地域により対象工事業者を区分け）
- ・平成 24 年度～：従来の工事業者の区分けを残した形で、原則、すべての工事を競争発注方法に変更
- ・平成 25 年度～：従来の工事業者の区分けを廃止し、新規取引先を含めたすべての工事業者が競争可能となる発注方法に変更

2. 地中送電工事における発注方法の変更

- ・平成 23 年度まで：安定供給確保の考えのもと、工事繁忙期等も含めて年間を通じて実施できない工事が発生することがないように、各工事業者の施工能力、体制等を確認のうえ随意契約することを中心とした発注方法
- ・平成 24 年度～：原則、すべての工事を競争発注方法に変更
- ・平成 25 年度～：複数の工事をパッケージ化して入札希望社数よりも工事件数を減らすことで競争効果を高める発注方法に変更